

ゆざわし 湯沢市 基幹相談支援センター

つうしん
通信 No.2



こん かい
今回は「障害者週間」についてお伝えします！

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定されました。「障害者週間」の期間は、毎年「国際障害者デー」である12月3日から12月9日までの1週間です。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開します。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障害者施策に関する国民への関心と理解を広く深める必要があります。当センターでは市民の皆さんに今回「障害者週間」をご紹介しますとともに、関係機関と連携し「共生社会」の実現に向け、努力していきたくと思います。

ゆざわ おがち ちいきほうかつしえん きょうぎかい
湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会 (※) アンテナショップ部会による

「ふれあいマルシェ」開催!

にちじ
日時 平成30年12月7日(金)
11:00~14:00

ばしょ
場所 湯沢市役所本庁舎 1階ロビー

ないよう
内容

- 展示コーナー
- 無料相談コーナー
- 販売コーナー

うご えん まつかぜ
羽後のうさん、やまばと園、松風、ぱあとなあ、ひだまり
ひばり野園、ワークセンターゆざわ、工房くまごろう

ゆざわおがちけんいき そうだんしえんしきょう ちゅうしん しょう しゃふくし かんけい きかん だんたいなど あつ きょうぎかい
※湯沢雄勝地域の相談支援事業を中心とした障がい者福祉に関係する機関・団体等が集まる協議会です。

障がい福祉の情報BOX

しょうがいしゃ ゆうせん ちょうたつほう
障害者優先調達法という法律をご存じですか？

この法律は障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。

ご理解・ご協力をお願いします。

(例えば・・・印刷、クリーニング、各種納品 など)

連絡先

ゆざわしきかん そうだん しえん せん た
湯沢市基幹相談支援センター

〒012-0036

湯沢市字両神15-1 (複合施設ぱあとなあ内)

電話：0183-55-8678 FAX：0183-72-8108

E-mail: kikan-soudan@sage.ocn.ne.jp

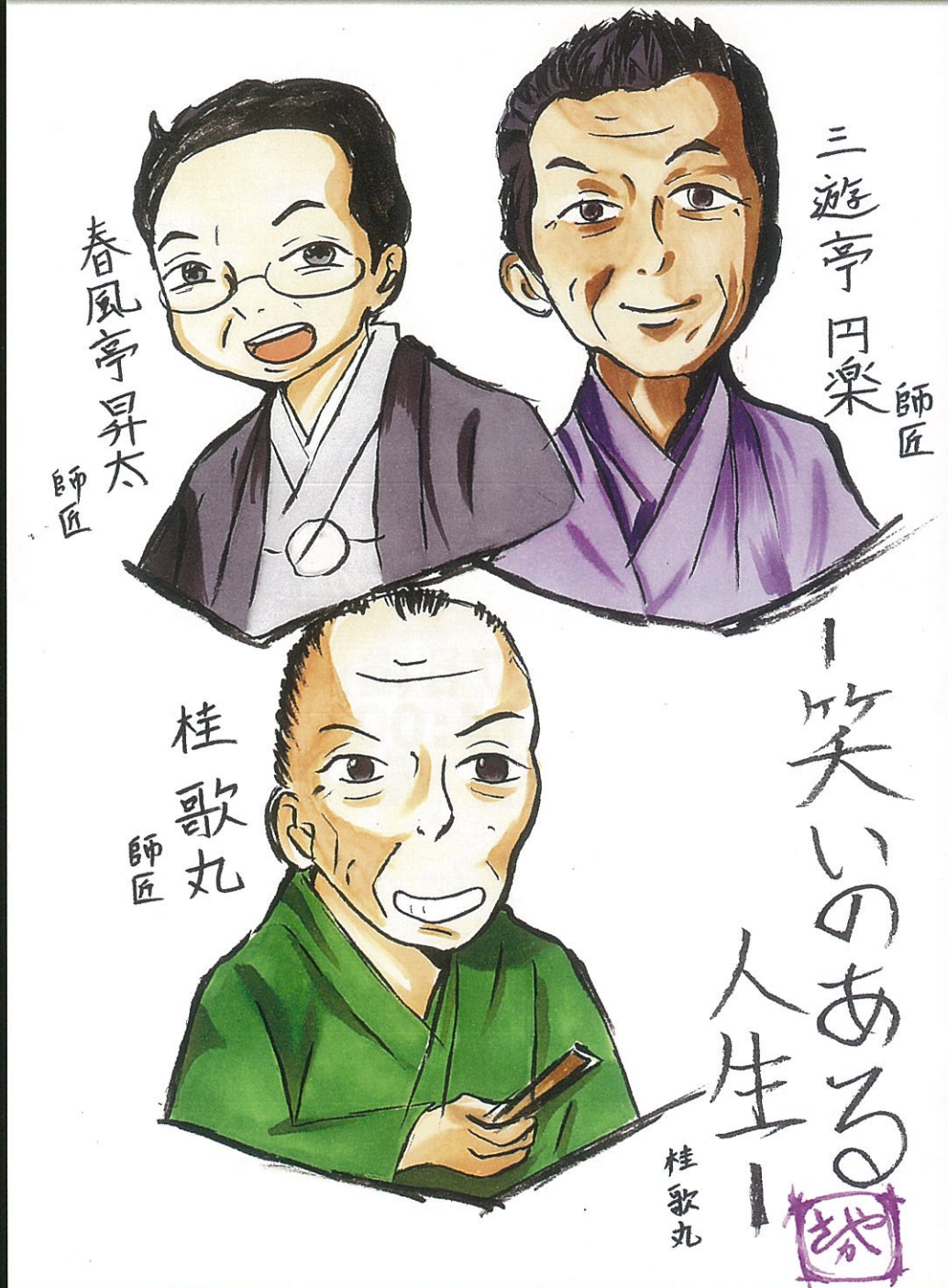
受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15

(土日祝祭日、12月31日～1月3日は休み)

注：国で示している法律等に関しては、障がいのがいの字を漢字で表記しております。

しょう ひと ひと たが そんな ちよう
障がいのある人とない人が互いに尊重し、
ささ ぎよう せい しゃ かい じつ げん め ざ
支えあう「共生社会」の実現を目指して…

かん しん も
まずは関心を持つことから始めませんか？



え しょう も かた か さく ひん
～この絵は、障がいをお持ちの方が描いた作品です～

がつ 3 にち から がつ 9 にち は 「障害者週間」です。
しょう がい しゃ しゅう かん